

関東地域事業用自動車安全施策2022

I. はじめに

事業用自動車については、乗客の生命、顧客の財産を預かる運送のプロとして、自家用自動車以上に高度な安全性が求められる。

関東運輸局及び関係業界団体は、これまで国土交通省において取りまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2009」及び「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき、管内における「関東地域事業用自動車交通事故削減目標」及び当該目標を達成するための「関東地域事業用自動車安全施策」を定め、事業用自動車に係る事故削減に取り組んできたところである。しかしながら、各モード共に事故件数、死者数は減少傾向にあったが、残念ながら目標最終年までに目標を達成することが出来なかった。また、根絶を目標に掲げている飲酒運転は依然として散見されている。

このような中、昨年3月に国土交通省において「事業用自動車総合安全プラン2025」が策定されたことを踏まえ、関東運輸局では、同年10月に「関東地域事業用自動車交通事故削減目標」及び「関東地域事業用自動車安全施策2021」を策定し全体及び各業態の個別事故削減目標を設定するとともに、飲酒運転、健康起因事故等への対策、先進技術開発・普及を踏まえた対策、超高齢化社会におけるユニバーサルサービス連携を踏まえた事故防止対策等を盛り込んだ各種施策を取りまとめ、関東運輸局、関係業界団体及び関係機関が連携し、PDCAサイクルに沿って事故防止の取組を推進していくこととしたところである

本年度においては、事故件数及び死者数を計画的に削減するべく、また、確実に事故削減の成果を上げるため、喫緊の課題として対策すべき「乗合バス車内事故」、「飲酒運転」、「健康起因事故」及び「車輪脱落事故」の削減を重点施策として位置付け、官民で総力を挙げ、事業用自動車の事故削減の取組を推進していくこととする。

II. 事故削減目標

令和7年度（2025年度）までの間に、昨年決定した「関東地域事業用自動車交通事故削減目標」のもと、事業用自動車による事故及び死者数の確実な削減に向け、引き続き、関係者が一丸となって全力で取り組んでいくこととする。

関東地域事業用自動車交通事故削減目標

【全体目標（全モード）】

① 24時間死者数	55人以下
② 重傷者数	600人以下
③ 人身事故件数	6,340件以下
④ 飲酒運転	ゼロ

【各業態の個別目標】

<バス>

① 乗客死者数	ゼロ
② 24時間死者数	0人
③ 重傷者数	45人以下
④ 人身事故件数	280件以下
⑤ 飲酒運転	ゼロ
⑥ 車内事故件数：乗合バス	20件以下
⑦ 負傷事故件数：貸切バス	5件以下

<タクシー>

① 乗客死者数	ゼロ
② 24時間死者数	5人以下
③ 重傷者数	175人以下
④ 人身事故件数	2,700件以下
⑤ 飲酒運転	ゼロ
⑥ 出会い頭衝突事故件数	330件以下

<トラック>

① 24時間死者数	50人以下
② 重傷者数	380人以下
③ 人身事故件数	3,360件以下
④ 飲酒運転	ゼロ
⑤ 追突事故件数	1,135件以下

注：下線部は「安全施策2021」からの変更等を示す。

Ⅲ. 目標達成のための施策

事故削減目標の達成に向けて、関東運輸局、関係機関及び関係業界の当面講ずべき施策（全体）は、別表の通りである。その中で主に取り組むべき施策は次の通りである。なお、喫緊の課題として対策すべき「乗合バス車内事故」、「飲酒運転」、「健康起因事故」及び「車輪脱落事故」の削減を重点施策と位置付け、優先的に取組を推進していくこととする。

1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と附帯作業の増加への対応

【関東運輸局】

- 新型コロナウイルス感染症が拡大する状況においても、運送事業者はエッセンシャルサービスとして業務の継続が求められ、各事業者団体が感染予防対策ガイドラインを作成し、自主的な感染防止のための取組を進めており、運輸安全マネジメント評価を通じて感染予防対策の取組を確認し、必要に応じて助言等を実施する。＜継続＞
- 感染症予防の観点及び運行管理の質の向上による安全性の向上、労働生産性の向上等を実現できる可能性のある遠隔点呼の申請を令和4年4月から開始するとともに、導入に関する相談等の支援を行っていく。
- 著しく需要が減少し影響を受けている貸切バス事業者について、需要回復期に向けて事業者講習会等を通じて、安全運行の徹底を図る。

【NASVA】

- 適性診断のオンラインカウンセリングを検討し、指導講習の動画配信方式を実施することにより、新型コロナウイルス感染拡大防止の推進を図る。＜継続＞

【各業態共通】

- 各業態における「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の周知徹底を図る。＜継続＞

【バス業界】

- 日バス協が作成したバス事業者がとるべき感染予防対策である「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対策ガイドライン」の遵守を、あらゆる機会を通じて徹底させ、非乗務員を含め感染予防対策の徹底を図る。＜継続＞
- 遠隔点呼実施要領が示されたことから、高度な点呼機器の活用によるIT点呼（遠隔点呼）の導入を推奨する。
- バスは換気性能に優れた安全・安心な乗り物であることを、ホームページやサイネージ等の様々なツールを使って啓発をする。

【タクシー業界】

- 全タク連作成の「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を踏まえ、各社乗務員教育の中で感染症対策を徹底するとともに、空車時のマスク着用についても引き続き周知徹底を図る。(法人) <継続>
- 「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の周知徹底を図る。(個人) <継続>

【トラック業界】

- 協会ホームページに新型コロナウイルスに係る情報特設コーナーを設置するとともに、協会機関紙に感染防止に係る周知を継続し、感染予防の徹底を図る。 <継続>

(2) 人手不足の深刻化への対応、働き方改革の推進

【関東運輸局】

- 旅客自動車運送事業においては、労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成に資する、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」における88の施策について、「直ちに取り組む施策」とされた施策と併せて、その他の施策についても実施可能な施策を随時推進する。 <継続>
- また貨物自動車運送事業においては、「ホワイト物流」の推進、「働きやすい職場認証制度」、「標準的な運賃」を通じて、労働生産性の向上、人材の確保・育成、取引環境の適正化に繋がるよう取組を推進する。 <継続>

【各業態共通】

- 各業態において、「働きやすい職場認証制度」の周知を図るとともに、事業者に対して認証制度のメリットを理解させることにより、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。 <継続>

【バス業界】

- 東京都の助成事業である「業界別人材確保事業」に参加し、人材支援事業として、運転免許取得支援事業及び業界PRイベント事業を実施することとし、中でも、運転免許取得支援事業を中心に取り組む。また、バス運転者向けの「就職氷河期世代の方向けの短期資格等取得コース事業」を活用し、中長期的な人材確保に取り組む。 <継続>

【タクシー業界】

- 深刻化している人材不足を解消するための安定的な人材の確保や、働きやすい職場環境の実現に向けて、全タク連作成の「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の目標達成と関係法律施行に対応するため各社へ情報提供する。(法人) <継続>
- 「ハイヤー・タクシー業高齢者の活躍に向けたガイドライン」の趣旨に沿った高齢乗務員の活用について各社に周知を図るとともに、運転技能の見極めと健康状態の確認を適正に行い、雇用の維持を図る。(法人) <継続>

- 「働きやすい職場認証制度」の「一つ星」を全事業者が取得することを旨すとともに、認証制度をはじめ様々な取組を推進し、人材確保の強化を図る。

(法人)

【トラック業界】

- 運転免許取得助成について、東京都しごと財団が実施する人材確保支援事業を積極的に活用し、トラック乗務に必要な全種類の運転免許について助成事業を行い人材確保に努める。〈継続〉
- セミナーを開催し、標準貨物自動車運送約款、標準的な運賃や荷主に対する交渉術を学ぶ環境を整備するとともに、更なる「標準的な運賃」への変更届出を促進するため、支部会員の届出状況を把握し、支部に対し積極的な取組を要請する。〈継続〉

(3) 激甚化・頻発化する災害への対応

【関東運輸局】

- 近年は自然災害が激甚化・頻発化し脅威となっている。運送事業者が被災することにより、旅客の移動や貨物の輸送に影響を及ぼすことが想定されるため、運輸安全マネジメント評価を通じ、運輸防災マネジメント指針に基づいた自然災害への取組に対する評価・助言等を実施し、自然災害への対応能力の向上を促進する。また、運輸防災マネジメント指針の普及啓発のためのセミナーや、防災力を高めるためのワークショップを開催し、事業継続の体制の構築を図る。〈継続〉

【各業態共通】

- 「運輸防災マネジメント指針」の周知を図り、各業態事業者の災害状況に応じた対応に取り組む。〈継続〉

【バス業界】

- 日バス協により発出された「大規模災害基本対応マニュアル」「大震災発生時の初動対応マニュアル」の周知に努めるとともに、関東防災連絡会の大規模洪水想定に基づく情報共有訓練、内閣府の「首都圏における大規模水害広域避難検討会」の対応を通じ、水害対策を展開する。〈継続〉

【タクシー業界】

- 「運輸防災マネジメント指針」の周知徹底及び関係自治体との災害協定等の締結を推進するとともに、震災発生時の交通規制、復旧・救助作業等へのタクシー業界の関与を周知する。特に、風水害発生時の運行継続の可否に関する統一的な基準を確立し、ゲリラ豪雨に遭遇した際の個々の乗務員の判断による避難基準、車内からの脱出方法等の要領を定めて各社へ周知する。(法人)〈継続〉
- 地方自治体、警察と災害時緊急輸送業務等の協定締結を行い、要請に応じて災害時等に円滑な緊急輸送に協力する。(個人)〈継続〉

【トラック業界】

- 「運輸防災マネジメント指針」に係るセミナーの開催について、ホームページや協会紙に周知・啓発記事を掲載する。また、災害物流専門家研修を開催するとともに、積極的な受講を促す。〈継続〉

(4) 大規模イベント、万博開催等に伴う人流、物流の変化への対応

【関東運輸局】

- 夏季の輸送安全総点検及び年末年始の輸送等に関する安全総点検時において、各業界にテロ対策について点検の依頼を行う。〈継続〉

【バス業界】

- 「訪日外国人向けバスサービス向上アクションプラン」に従ったハード、ソフト両面で取組を推進する。〈継続〉
- 「バスジャック統一対応マニュアル」に基づくバスジャック対策、テロ対策東京パートナーシップへの参画によるテロ対策に努めるとともに、警察と連携した各種訓練を推進する。〈継続〉

【タクシー業界】

- 「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に基づき、多言語対応タブレットの導入や、スマホアプリのなど、外国語対応の取組を更に推進する。(法人) 〈継続〉
- 多言語アプリ導入、電話通訳サポート等を活用した多言語対応により、訪日外国人の利便性向上を図る。(個人) 〈継続〉

2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

(1) 飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応 ※2022の重点施策

【関東運輸局・NASVA】

- 飲酒運転の事故件数は、令和3年10件が報告されており、依然として目標としているゼロには至っていない状況である。
更なる飲酒運転の撲滅を図るため、各種講習会や交通安全運動期間等において、適正な点呼の実施について周知徹底を図るとともに、飲酒傾向の自覚を促す指導について周知を図る。〈継続〉
- 飲酒運転等による事故事例を定期的に公表し、各事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(運輸局) 〈継続〉
- アルコールインターロックについて、自動車事故対策費補助金事業により普及を促進する。(運輸局) 〈継続〉
- 関東トラック協会と合同で作成した「飲酒運転の防止について」を、各種研修会等で周知し、飲酒運転撲滅のための管理体制の強化、指導・啓発活動の推進を図る。(運輸局)
- 各種講習会等において、飲酒運転の危険性、アルコールに関する基礎知識や飲

酒運転の禁止等を講義するとともに、関東運輸局と関東トラック協会作成の「飲酒運転の防止について」を活用し、周知及び指導を行う。(NASVA)

【各業態共通】

- 各業態における「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用して飲酒運転ゼロへ向けた取組を促進する。〈継続〉

【バス業界】

- 日バス協策定「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき、出庫時、帰庫時、宿泊時におけるアルコール検知器によるチェックを徹底するとともに、様々な講習会を通じた乗務員への啓蒙を図る。〈継続〉

【タクシー業界】

- 全タク連策定「飲酒運転防止対策ガイドライン」の活用推進を図るとともに、出庫前及び帰庫後点呼時のアルコール検査を確実に実施するよう、各社へ周知徹底を図る。(法人) 〈継続〉
- 安全対策推進会議、講習会、機関紙等により、飲酒運転撲滅への取組を推進する。(個人) 〈継続〉

【トラック業界】

- 関東運輸局と関東トラック協会作成の「飲酒運転の防止について」、全ト協策定「飲酒運転防止対策マニュアル」やDVD等を用いて運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会、各支部における運転者講習会等において周知を図り、飲酒運転根絶意識の向上を図る。
- 全ト協助成金により、アルコールインターロック装置の導入支援を図る。〈継続〉

(2) 「ながら運転」の増加への対応

【関東運輸局・NASVA】

- 各種講習会等において、運転中の携帯電話等の使用による事故事例等を説明し、ながら運転禁止について周知徹底を図る。〈継続〉
- 事業用自動車の運転者による運転中の携帯電話等の操作が確認できた場合にあっては、監査方針に基づき監査を実施する等厳正に対応する。(運輸局)

【各業態共通】

- 運転中のスマートフォン等の画像の注視や、携帯電話等を用いて通話する行為は関係法令違反であることを認識させ、運転中の携帯電話、スマートフォン等の使用の禁止について指導を徹底する。〈継続〉

【バス業界】

- ドライブレコーダーの映像等を活用や、アイマークカメラを活用した指導を徹底し、交通事故防止に努める。また、事故惹起者に対する指導・訓練を徹底するとともに、事故原因を調査し、再発防止対策を展開する。〈継続〉

【タクシー業界】

- 関係委員会と連携し、乗務員や乗客から見やすい場所に「ながらスマホ禁止」ステッカーを全車両へ貼付をするとともに、単にスマートフォンの通話・操作だけでなく、カーナビやタブレットを「見入る」行為も違反となることを認識させ、同種違反の絶無を期する。(法人) <継続>
- 講習会・交通安全運動等においてチラシ配布等により、運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止を徹底する。(個人) <継続>

【トラック業界】

- 運転者講習会等にて、ながら運転の危険性について周知徹底を図る。<継続>

(3) 社会的関心の高まる「あおり運転」への対応

【関東運輸局・NASVA】

- ドライブレコーダーの普及に伴い、あおり運転への社会的関心が高まっている。各種講習会等において、あおり運転の悪質性・危険性について講義を行うとともに、あおり運転は重大事故につながる恐れがあることを周知する。<継続>

【各業態共通】

- ドライブレコーダーの装着率の向上を図るとともに、ドライブレコーダーの映像等を活用した教育、広報・啓発を実施する。<継続>

【バス業界】

- 「あおり運転」の悪質性・危険性について、各種運動等の機会をとらえた広報・啓発を実施するとともに、バスのドライブレコーダーの映像等を活用した啓発活動を実施する。<継続>

【タクシー業界】

- 各都県警察と各協会等において締結している協定に基づく取組を推進し、警察への犯罪・事故捜査協力のための映像提供への協力依頼を各社へ周知するとともに、ドライブレコーダーが正常に作動するか常に機能点検を行うよう指導し、前後の映像が正常に記録できるようにするほか、車内防犯カメラの設置も促進して車内の状況を記録し、乗務員自身が「あおり運転」の被疑者とならないよう、冷静な運転を促す。(法人) <継続>
- ドライブレコーダーの導入促進を図るとともに、講習会等において、あおり運転となるケースや、あおり運転を受けたときの対応等について啓発する。(個人) <継続>
- ドライブレコーダーの装着率100%を目指して推進する。(法人)

【トラック業界】

- 運転者講習会等において、あおり運転の悪質性・危険性について広報・周知を図る。<継続>

3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進

(1) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

【関東運輸局】

- 「自動点呼」及び「運行指示者の一元化」について、本省主催の運行管理高度化検討会及び運行管理高度化ワーキングに参加し、情報収集を行う。

【各業態共通】

- AIを活用した運行管理システムの普及・促進を図り、通信事業者等と連携した先進技術を取り入れた取組を進める。〈継続〉

【バス業界】

- IOT、AIを活用した点呼や運行管理システムの普及を図るとともに、ドライブレコーダー、アイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育に活用する。〈継続〉

【タクシー業界】

- AI機能付きドライブレコーダーの有用性について、情報提供を行い更なる導入拡大を図るとともに、関係事業者の事故削減技術の最新情報を収集、各社へ情報提供、また、ヒヤリハット事例を収集し、情報共有による事故防止に努める。
(法人) 〈継続〉
- 安全運転の励行・事故防止のほか、KYTに活用や事故処理におけるの証拠ともなりうることから全事業者へドライブレコーダーの100%導入の促進を図る。(個人) 〈継続〉

【トラック業界】

- 生産性向上に向けた配車管理システム導入に係る評価を検証し、評価結果に基づき導入の検討を行う。〈継続〉

(2) 自動車の先進安全技術の更なる普及

【関東運輸局】

- 自動車の先進安全技術は交通事故の削減及び被害軽減に大きな効果が期待されることから、衝突被害軽減ブレーキ等の対象装置を搭載した先進安全自動車（ASV）やアルコールインターロックなどの安全対策機器等について、自動車事故対策費補助金事業により普及を促進する。〈継続〉

【各業態共通】

- 衝突被害軽減ブレーキ、ドライバー異常時対応システム等の運転支援装置の導入を推進する。〈継続〉

【バス業界】

- 衝突被害軽減ブレーキ、ドライバー異常時対応システム等、運転支援装置搭載車の普及を促進する。〈継続〉

【タクシー業界】

- 行政の補助金情報、自動車メーカーの最新情報を収集、各社へ情報提供すると

ともに、ASV導入の効果をアピールして更なる先進安全自動車（ASV）タクシーの導入促進を図る。（法人）＜継続＞

- 車両代替え時、先進技術搭載車の推奨に努める。（個人）＜継続＞

【トラック業界】

- 全ト協助成金により、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置等安全対策機器の導入支援を図る。＜継続＞

（3）ICTを活用した高度な運行管理の実現

【関東運輸局】

- デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー、過労運転防止のための先進機器の導入について、自動車事故対策費補助金事業により普及を促進する。＜継続＞
- 「自動点呼」及び「運行指示者の一元化」について、本省主催の運行管理高度化検討会及び運行管理高度化ワーキングに参加し、情報収集を行う。

【各業態共通】

- ICTを活用した高度な運行管理の普及拡大を図るとともに、確実な運行管理を推進する。＜継続＞

【バス業界】

- ICTを活用したリアルタイムの動態管理等高度な運行管理システムの周知及び普及促進を図る。＜継続＞

【タクシー業界】

- ICTを活用した運行管理全般についての情報収集に努めるとともに、新たな情報について周知し、導入促進を図る。（法人）＜継続＞
- デジタル式運行記録計の有用性を周知するとともに、保管・管理の利便性や個々の運転者の運転特性を抽出することで、個別指導に有用であることを併せて周知し、デジタル式運行記録計の普及拡大を図る。（法人）

【トラック業界】

- 国交省の行う自動点呼（AIロボット点呼）の実証実験に協力する。＜継続＞

（4）無人自動運転サービスに向けた安全確保

【関東運輸局】

- 自動運転車両の実証実験に使用する車両の安全性を確保しつつ、緩和認定を実施する。また、本省主催の関係会議に参加し、情報収集を行う。
- 自動運転車両の実証実験にあたり、ガイドライン等に基づき、実証運行・本格運行の認可申請等の際に旅客の利便性の確保等について確認していく。＜継続＞

【各業態共通】

- 無人自動運転サービスにおけるガイドラインの周知を図るとともに、安全性の高い自動運転技術の普及・促進を進める。＜継続＞

【バス業界】

- 国の先進安全自動車（ASV）推進計画及びラストマイル走行実現に向けた取組に参画し、より安全性の高い自動運転技術の普及等に取り組むとともに、運転者不足や利便性向上等に資する自動運転・ラストマイル走行等、新技術を活用した旅客輸送の安全性の向上等の推進に取り組む。〈継続〉

【タクシー業界】

- 自動運転車両についての試乗会等に積極的に参画し、情報収集に努めるとともに、会員事業者あて周知していく。（法人）

【トラック業界】

- 運転者不足や生産性向上等に資する自動運転・隊列走行等、新技術を活用した物流の効率化等の推進の取組について検討する。〈継続〉

4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

（1）依然として多発する乗合バスの車内事故への対応 ※2022の重点施策

【関東運輸局・バス業界・NASVA】

- 関東地区バス保安対策協議会と合同開催している「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）」を中心に対応を検討する。（運輸局・バス業界）
- 覆盖面による乗合バスへの添乗調査を増加して実施する。調査結果については、営業所に共有するとともに、着席確認等が徹底されていない営業所については、必要に応じて運輸局が事業者を訪問して対策を促していく。（運輸局・バス業界）
- バス車両付近での急制動や強引な割り込みによる危険性等についてのポスター・パンフの作成を検討し、近年増加しているレンタカー事業者等に周知を行う。
- 高齢者施設等に出向き、車内事故防止等のための啓発活動を実施する。また、車内事故防止のための車内表示の充実を図る。（運輸局・バス業界）
- 車内事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。（運輸局）〈継続〉
- 各種講習会等において、危険予知トレーニング用視聴覚教材等の活用方法について講義を行う。（NASVA）〈継続〉

【バス業界】

- 発進時の安全確認と車内アナウンスを徹底するとともに、ドライブレコーダーの映像を活用し、飛び出し等への予測運転、防衛運転の励行について研修会等で啓蒙を図る。〈継続〉
- 啓発用DVD（動画）等をYouTubeや車内のデジタルサイネージ等を活用し、利用者、歩行者、一般車両の運転者等への啓発活動を推進する。〈継続〉
- ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られた映像やデータを交通安全教育及び添乗指導に活用する。また、飛び出し等の予測運転、防衛運転について研修会を実施する。〈継続〉

- 運行ダイヤの見直しによる「ゆとり運転」を推進するとともに、添乗調査を実施し、着席したのを確認してから発車することを徹底させる。
- 高齢者の集会所や小学校等に出向き、車内事故防止等のための啓発活動を実施する。また、車内事故防止のための車内表示の充実を図る。

(2) 路線バスにおける車いす使用者に関する車内事故への対応

【関東運輸局】

- 路線バスにおける車いす使用者に関する車内事故を防止するため、「路線バスに係る車いす事故対策検討会」報告書を踏まえ、関東地区バス保安対策協議会と合同開催している「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において対応を検討する。〈継続〉

【バス業界】

- 障害者の方への接遇・介助の基本を習得する研修の受講を推進する。〈継続〉
- ドライブレコーダーやアイマークレコーダー等により得られたデータや映像等を交通安全教育及び添乗指導に活用する。〈継続〉
- 車いす対応のスロープ、固定装置の統一化を推奨する。〈継続〉

(3) 高齢歩行者の死傷事故への対応

【関東運輸局】

- 高齢者の交差点等における死亡事故等の事故調査を実施し、事故要因分析検討結果（事故要因及び再発防止策）を公表するとともに、各種講習会等において周知する。〈継続〉

【各業態共通】

- 高齢歩行者の行動特性を配慮した運転を心がける。〈継続〉

【バス業界】

- 高齢者は信号無視や直前横断等の予期せぬ行動をすることを前提に、ドライブレコーダー、アイマークカメラ等の映像を活用し、乗務員への指導・教育を徹底する。〈継続〉
- 高齢者が多い地域、施設等を把握し、点呼時に乗務員に注意喚起するとともに、危険マップ等を作成し、営業所内に貼付などする。〈継続〉

【タクシー業界】

- 路上寝込み者や徘徊老人発見時の警察への通報と保護活動に関する継続協力と、信号無視や横断禁止場所での横断等、危険予測や「かもしれない運転」を念頭に置き、高齢者絡みの交通事故防止に努めるよう、各社へ周知徹底する。
（法人）〈継続〉
- 講習会・交通安全運動等においてチラシ配布等により、高齢歩行者の行動特性等の情報提供を行い、安全走行について注意喚起する。（個人）〈継続〉

【トラック業界】

- 車両周辺の安全確認支援装置の導入支援を図る。〈継続〉

(4) 高齢運転者事故への対応

【関東運輸局・NASVA】

- 各種講習会等において、視野障害に関連する運転リスク及び眼科検診や治療の必要性等をまとめた「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」の周知を図る。
- 各種講習会等において、高齢運転者の運転特性に応じた安全運転に関する指導方法について講義を行う。〈継続〉
- 加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進める。
(NASVA)

【各業態共通】

- 高齢運転者の健康状態を注視するとともに、高齢運転者の運転特性を把握し、適切な運転を指導する。〈継続〉

【バス業界】

- SASスクリーニング検査、MRI健診を推進するため、交付金を積極的に活用するとともに、東バス協作成の「健康管理ハンドブック」及び「健康管理ハンドブック増補版」を活用し、健康管理への啓発に努める。〈継続〉

【タクシー業界】

- 警視庁主催の「高齢タクシードライバー講習」への乗務員の積極的な参加と、協会「交通事故防止委員会」委員や各事業所の管理者に見学を促すとともに、管理者の同乗運転による「見きわめ」等、個別指導をするとともに、高齢運転者事故の特徴について周知を図る。(法人) 〈継続〉
- 警視庁主催の「高齢タクシードライバー講習」への参加及び各団体における講習会等で、高齢事業者に対する安全指導等を行う。また、定期健康診断の徹底及びスクリーニング検査の推奨に努める。(個人) 〈継続〉

【トラック業界】

- 運転者講習会等において、高齢運転者の運転行動や事故事例を踏まえた事故防止策について周知徹底を図る。〈継続〉

5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

(1) 各業態の特徴的な事故への対応

【関東運輸局・NASVA】

- 各業態の特徴的な事故(車内事故(乗合バス)、出会い頭衝突事故(タクシー)、追突事故(トラック)、健康起因事故)について調査・分析を行い、事業者や関係団体が事故防止対策や安全意識の醸成に役立てられるように公表・周知を行うとともに、事故事例をHPに公表し、周知を行う。(運輸局) 〈継続〉

○ 各種講習会等において、事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について講義を行う。(NASVA)

○ タクシー事故防止対策検討会で作成された「オートバイとの出会い頭衝突事故・右直事故の防止について」の周知を行う。(NASVA)

【バス業界】

○ 乗合バスの特徴的な車内事故防止については、4.(1)「依然として多発する乗合バスの車内事故への対応」に掲げた取組を進める。

○ 発進時のアンダーミラーによる車体直前の死角の確認を徹底するとともに、研修会等で車体直前の死角の認識とアンダーミラー活用の指導を行う。＜継続＞

【タクシー業界】

○ 事故類型として多い、人対車両（歩行者等）及び出会い頭事故について、重点的な事故防止に努める。(法人)

○ 薄暮時の早めのライト点灯と夜間におけるこまめなハイビームとロービームのこまめな切り替えを啓発し、深夜における路上横臥の轢過事故防止を図る。＜継続＞

○ 乗務員教育用教材を作成し、データを協会HPに掲載し、会員への活用を促進するとともに、KYT教材を提供することによる危険予知訓練、AI付ドライブレコーダの装着による運転者の特性を踏まえた危険予知教育の推進を進めていく。(法人)＜継続＞

○ 乗務員教育における定期的な同乗指導を実施する。(法人)＜継続＞

○ 安全対策推進会議等において事故情報の共有及び発生要因調査結果を基に事故防止の徹底を図る。(個人)

【トラック業界】

○ 事故防止セミナーを開催し、交通事故防止の意識の高揚を図る。また、死亡事故の発生した際には事故速報を発出し、事故の再発防止を図る。＜継続＞

(2) 健康に起因する事故の増加への対応 ※2022の重点施策

【関東運輸局・NASVA】

○ 各種講習会等において、「事業用自動車の運転者に関する健康管理に係るマニュアル」や「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」等を周知し、運転者の健康状態の把握や乗務判断等の確実な実施を図る。＜継続＞

○ 令和4年3月に国土交通省がまとめた「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」により、視野障害に関連する運転リスクや眼科検診や治療の必要性等について周知を図る。

○ 健康起因による事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(運輸局)＜継続＞

○ 健康診断結果に基づく指導方法や国土交通省が推奨するスクリーニング検査について周知を図る。＜継続＞

【各業態共通】

- 健康管理に関するマニュアルや健康管理に関する対策ガイドラインの活用を促進する。〈継続〉

【バス業界】

- 健康管理ハンドブックの活用、S A Sスクリーニング検査や脳MRI健診の一層の推進のため、交付金を積極的に活用して、その受診を促進するとともに、点呼時における健康状態の確認を徹底する。また、ドライバー異常時対応システムの導入を促進する。〈継続〉
- 個別の運行判断の指針の整理を行う。〈継続〉

【タクシー業界】

- 国交省のモデル事業への協力や、関係マニュアル及びガイドラインについて理解を図るため各社へ周知するとともに、各社管理者は日頃より乗務員の健康状態をチェックし、健康起因による事故を惹起する可能性の高い基礎疾患を保有している個々の乗務員の健康状態を管理し、必要に応じて医療機関受診を促すなど、健康起因による事故防止の周知徹底を図る。(法人) 〈継続〉
- 健康診断の受診を徹底し再診、再検等の未受診者に対し個別指導を行うとともに、スクリーニング検査の推奨を図り健康起因事故を引き起こす可能性のある疾病の早期発見に努める。(個人) 〈継続〉
- 視野障害による運転の危険性を周知し、眼科検診の実施を奨励する。

【トラック業界】

- 健康起因事故防止セミナー、定期健康診断の有効活用と睡眠時無呼吸症候群(S A S)対策セミナーを開催するとともに、健康診断助成、脳MRIスクリーニング検査助成、睡眠時無呼吸症候群(S A S)スクリーニング検査助成、血圧計の導入助成を実施する。〈継続〉

(3) 大型車の点検整備の実施の推進 ※2022の重点施策(車輪脱落事故防止)

【関東運輸局】

- 車輪脱落事故防止について、自動車点検整備推進運動や街頭検査など、あらゆる機会を捉えて啓発活動を継続する。また、冬タイヤへの履き替え時期の街頭検査において自動車整備振興会と協力し、大型車の運転者に対してトルクレンチを活用した確実な締め付け等の徹底を呼びかける。
- 自動車教習所における管理者を対象とした講習会に支局職員が講師として参加し、車輪脱落事故防止について周知を行う。
- 本省主催の「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」での検討結果について、整備管理者研修等で周知する
- 運輸支局窓口の待合所において、国土交通省が作成した車輪脱落事故防止の動画を放映して啓発を行う。
- 大型車の車輪脱落事故や車両火災等の車両故障に起因する事故等を防止するた

め、再発防止策を含めた確実な点検整備の実施について、各種研修会等において周知する。〈継続〉

【バス業界】

- 確実な点検整備での車両故障、車両火災、車輪脱落事故を防止する。〈継続〉

【トラック業界】

- 運輸安全委員会、整備管理者研修や運転者講習会等において、車輪脱落事故防止に焦点をあて、大型車の点検整備について周知徹底を図る。〈継続〉

(4) 運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化

【関東運輸局・NASVA】

- 貸切バス事業者に対する評価については、①新規許可を受けた事業者、②50両以上の事業者、③その他評価の実施が必要と認められる事業者に対して優先付けを行い、計画的な評価を着実に実施する。(運輸局)
- 貸切バス事業の更新制導入による、安全マネジメント評価実施に向けた取組の啓蒙と安全マネジメント評価を行うとともに、認定セミナーの定期的な開催に努め、運輸安全マネジメント制度の普及啓発を行う。(NASVA) 〈継続〉

【各業態共通】

- 「運輸安全マネジメント」制度の普及・促進を図る。〈継続〉

【バス業界】

- 運輸安全マネジメント講習の実施、貸切バス適正化機関と連携した巡回指導を徹底するとともに、セーフティーバス制度(貸切バス事業者評価認定制度)の利用促進を図る。〈継続〉

【タクシー業界】

- 運輸安全マネジメント制度の趣旨及び安全対策の周知徹底を図るとともに、運輸安全マネジメントセミナーや事故防止責任者講習会等に参加し、交通事故防止対策に関する問題、課題に積極的に取り組んでもらうことを周知する。(法人) 〈継続〉
- 協同組合団体等は、その団体長等トップリーダーの主導のもと、会員事業者に対し、事故削減に向けた事故防止策等を継続的に取組、輸送の安全確保が第一であることを浸透させ、PDCAサイクルを継続的に繰り返し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう周知徹底を図る。(個人) 〈継続〉

【トラック業界】

- 運輸安全マネジメントセミナーの開催について周知を図る。〈継続〉

(5) 監査のあり方

【関東運輸局】

- 監査業務の効率化にあたり、前年度の監査等で判明した問題点や必要事項等に

ついて分析し措置するとともに、呼出による監査や一部の臨店による監査等、タブレット等を使用して実施する監査の対象範囲を拡大する。

- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた貸切バス事業者の稼働状況を踏まえつつ、効果的な時期・方法による一般監査及び街頭監査等を実施していく。
- 前年度の監査において把握した情報や、適正化実施機関における巡回指導の実施結果等により、事業者に関する情報を適切に管理し、効果的な監査を実施する。
- 前年度に引き続き、適切に事業が遂行されている事業者については、適正化実施機関の巡回指導の対象として継続的な法令遵守を維持しつつ、国による監査は、法令違反を行う悪質な事業者等に重点化し、監査の実効性を高めていく。

【トラック業界】

- 適正化実施機関による巡回指導を通じ、運輸支局に対し適正化情報システムによる迅速な情報提供を行う。〈継続〉

(6) 初任、経験不足運転者への適切な指導監督

【関東運輸局・NASVA】

- 初任運転者や経験不足の運転者については安全対策に万全を期す必要があるため、各種講習会等において、運転者に対する指導監督の告示に基づいた指導の確実な実施や「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」を活用した運転者教育の実施について周知を図る。〈継続〉
- 安全教育のコンサルティング費用について、自動車事故対策費補助金事業により支援を行う。〈継続〉
- 各種講習会等において、危険予知トレーニング用視聴覚教材等の活用方法について講義を行う。(NASVA) 〈継続〉
- KYT用教材としてタクシー事故防止対策検討会で作成した教育資料を周知する。(運輸局)

【各業態共通】

- 初任運転者等の運転経験が不足している者への指導監督を図る。〈継続〉

【バス業界】

- 初任運転者、一時帰休等により長期に運転していない乗務員には、運転実技訓練を実施する。〈継続〉
- 自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルの活用を推奨する。〈継続〉

【タクシー業界】

- 初任、経験不足運転者については、各社管理者にて事故防止責任者講習会等へ積極的に参加させることや乗務員教育用ドライブレコーダー映像、資料を活用した安全教育を実施するとともに、危険運転に対応するための指導を徹底することを周知し、安全運転の重要性を再認識させる。(法人) 〈継続〉

- 新規事業者等を対象とした講習会を開催し、安全研修・営業研修・接客サービス研修等を実施する。(個人) <継続>
- 機会を捉えて同乗指導の実施についての周知に努める。(法人)
- 全事業者を対象として、ドライブレコーダー映像の活用や小グループ等による効果的な危険予知訓練(KYT)を継続的に実施する。(個人)

【トラック業界】

- 協会内部において全ト協作成のテキストの充実を図るとともに、専門機関の講師により講習会を行う。<継続>

6. 道路交通環境の整備

(1) 道路交通環境の整備

【関東運輸局】

- バス停車時に横断歩道に車体が掛かる、又は直前直後に信号機のない横断歩道があるバス停等、交通安全上支障のあるバス停の改善に取り組む。<継続>

【各業態共通】

- 道路環境で事故削減に繋がる意見等を関係者に働きかける。<継続>

【バス業界】

- 横断歩道にバス停留所の一部が掛かったり、直前直後に信号機のない横断歩道があるバス停留所の安全性確保対策について、行政機関、道路管理者、交通管理者、事業者の連携により、積極的に取り組むとともに、バスの走行環境改善に向けて道路管理者、交通管理者に対する要望活動を推進する。<継続>

【タクシー業界】

- 道路管理者、警察、地域住民、運送事業者等による協議体に積極的に参加し、道路形状や重大事故抑止効果の高い交差点等交通規制の改良に関し、各都県警察等へ積極的に意見具申する。(法人) <継続>

【トラック業界】

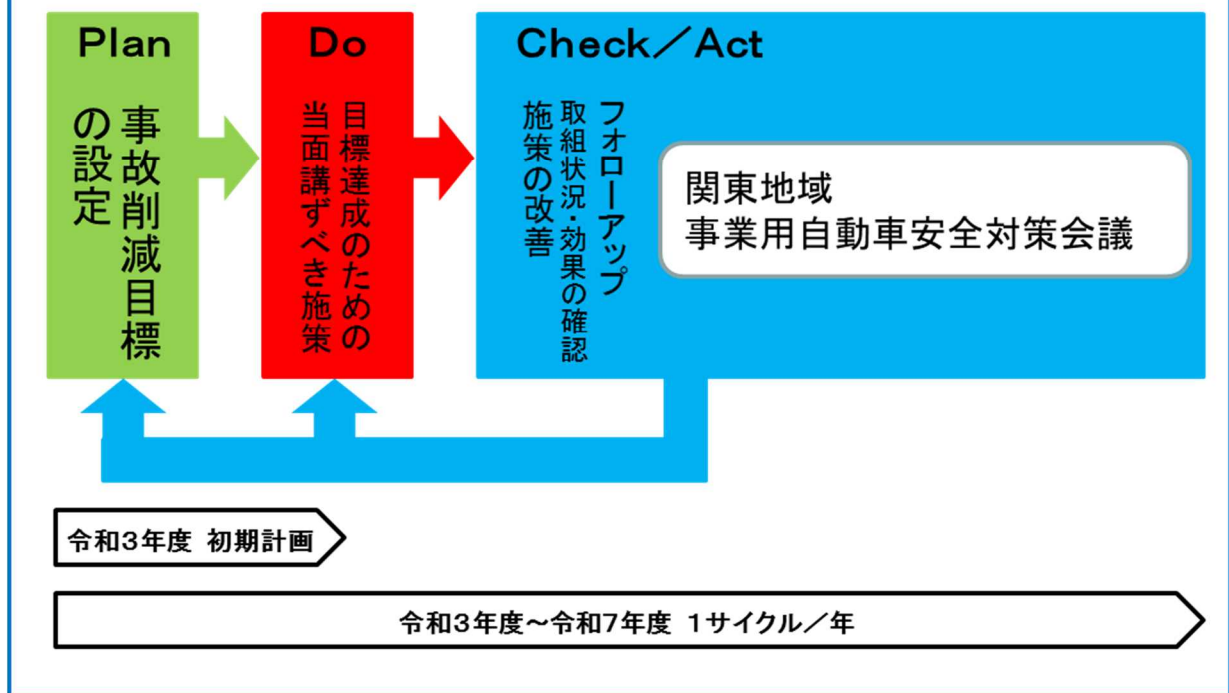
- 渋滞交差点等の要望箇所の情報収集・集約に努める。<継続>
- 全ト協及び東京都に対し、重要物流道路の機能強化と追加指定、ミッシングリンクの解消等の要望活動を実施する。<継続>

IV. 本目標及び施策のフォローアップ

目標を確実に達成するためには、PDCAサイクルに沿って定期的・継続的にフォローアップすることが重要である。

関東地域事業用自動車安全施策において、目標達成状況等についても可能な限り定量的な指標を用いて確認するとともに、目標達成のために講じる施策について、関東管内での取組状況やその効果等を把握・検証し、施策の実施をより実効性のあるものに改善していく必要がある。

本目標及び施策におけるPDCAサイクル



V. おわりに

国土交通省で掲げた「事業用自動車総合安全プラン2025」を踏まえた「関東地域事業用自動車交通事故削減目標」及び、PDCAサイクルに沿って継続的にフォローアップされた「関東地域事業用自動車安全施策2022」は、令和7年（2025年）を見据えて、関東管内の自動車運送事業に関わるすべての関係者の間で共有され、着実に推進されるべきものである。

自動車運送事業の利用者についても、安全に関する意識を醸成させることが必要であるとともに、ルールに従って安全運行を行っている事業者に対して、利用者が容易に識別できるよう、関東運輸局、関係業界団体及び関係機関は安全に関する情報提供の充実を図ることが重要である。